

令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の概要

目的:本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)に要する経費の一部を補助するもの。
 今回の公募では、**新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む事業者**への重点的な支援が図られている。

補助対象者:商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者

小規模事業者の定義

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人などは補助対象外

※令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>採択された方は、辞退を事務局に申し出なければ、本補助金<コロナ特別対応型>を受給することはできない。

補助金額:上限額 100万円(補助率 2/3)

150万円以上の補助対象事業費に対し、100万円を補助

150万円未満の場合は、その2/3の金額を補助

[複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業は、別途、定めあり]

第1回受付締切

申請期間:2020年 5月15日(金) [郵送:締切日当日消印有効]

事業実施期間:交付決定日(2020年2月18日まで遡及可能)から実施期限(2021年1月31日(日))まで

補助事業実績報告書提出期限:2021年2月10日(水)

第2回受付締切

申請期間:2020年6月5日(金) [郵送:締切日当日消印有効]

事業実施期間:交付決定日(2020年2月18日まで遡及可能)から実施期限(2021年3月31日(水))まで

補助事業実績報告書提出期限:2021年4月10日(土)

補助対象となる事業

：(1) 補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。

A: サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

【取組事例イメージ】

- ・外部からの部品調達が困難であるため、内製化をするための設備投資
- ・製品の安定供給を継続するため、設備更新を行うための投資
- ・コロナの影響により、増産体制を強化するための設備投資
- ・他社が営業停止になったことに伴い、新たな製品の生産要請に応えるための投資

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

【取組事例イメージ】

- ・店舗販売している事業者が、新たにEC販売に取り組むための投資
 - ・店舗でサービスを提供している事業者が、新たにVR等を活用してサービスを提供するための投資
 - ・有人で窓口対応している事業者が、無人で対応するための設備投資
 - ・有人でレジ対応をしている事業者が、無人で対応するための設備投資
- ※単に認知度向上のためにHP開設は、対象になりません。

C: テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

※補助対象期間内に、少なくとも1回以上、テレワークを実施する必要があります。

【取組事例イメージ】

- ・WEB会議システムの導入
- ・クラウドサービスの導入

(2) 策定した「経営計画」に基づいて実施する地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組であること。

《補助対象となり得る取組事例》

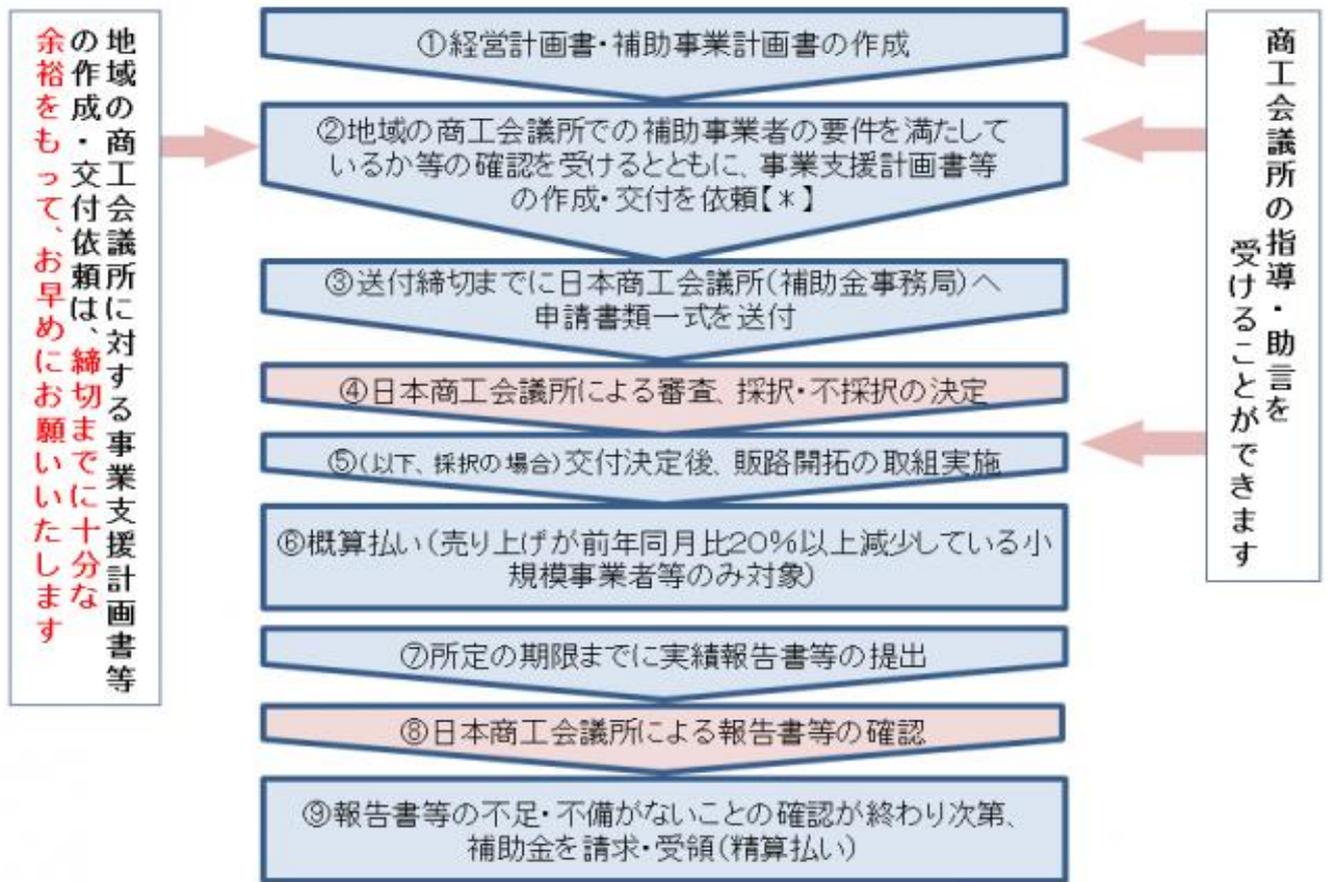
- ・新商品を陳列するための棚の購入 …… 【機械装置等費】
 - ・新たな販促用チラシの作成、送付
 - ・新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)
 - ・新たな販促品の調達、配布
 - ・ネット販売システムの構築
 - ・新たな販促用チラシのポスティング …… 【広報費】
 - ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加 …… 【展示会等出展費】
 - ・新商品の開発 …… 【開発費】
 - ・新商品の開発にあたって必要な図書の購入 …… 【資料購入費】
 - ・国内外での商品・サービスPRイベント会場の借上 …… 【借料】
 - ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言 …… 【専門家謝金】
 - ・新商品開発に伴う成分分析の依頼 …… 【委託費】
 - ・店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。) …… 【外注費】
- ※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可。

(3) 商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること

その他の重要事項

- ①補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあること。
- ②「補助金交付決定通知書」の受領後でないと補助対象となる経費支出等はできないのが原則だが、今回の「コロナ特別対応型」では遡及適用があること
補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となるのが原則ルールですが、今回の公募(コロナ特別対応型)では、特例として、2020年2月18日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認められます。なお、2020年2月18日以降に開業したものは、開業日以降に発生した経費に限り、補助対象経費として認められません。
- ③補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要。
- ④補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れないが、今回の「コロナ特別対応型」では概算払い制度があること
今回の公募(コロナ特別対応型)では、特例として概算払いによる即時支給が認められており、希望される方のうち一定の要件を満たす場合、補助対象経費の一部について審査後、概算払いによる即時支給(交付決定額の50%)を受けることができます。
- ⑤実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があること
- ⑥補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければならないこと
- ⑦国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象とならないこと
- ⑧補助事業終了から1年後の状況について、「事業効果等状況報告」を、独立行政法人中小企業基盤整備機構が指定する期限までに行う必要があること

◆申請から補助金受領までの基本的な手続きの流れ



* 概算払いによる即時交付 (売上が前年同月比20%以上減少している小規模事業者等のみ対象)
 (※共同申請の場合は、概算払いによる即時交付の適用はございません。) を希望される場合には
 概算払請求書(様式5)・通帳コピー、市区町村が発行した「売上減少証明書」が必要です。